大阪府病院内保育所運営費補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、府内の病院及び診療所の保健師・助産師・看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、予算の定めるところにより、大阪府病院内保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年９月12日付け医政発0912第５号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める者が、子どもを持つ医療従事者の委託を受けて乳児及び幼児（以下「児童」という。）に対し、必要な保護を行う事業とする。（ただし、12カ月運営しないものは除く。）

２　前項の事業を行う施設は、府内に開設された、医療法第７条の規程に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第８条の規程に基づき届出をした診療所の開設者が運営を行うもので、第４条に定める病院内保育施設の種別等に該当するものとする。

　　なお、設備及び運営について児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

（補助対象事業者）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業者は、次のとおりとする。

（１）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）

（２）国家公務員共済組合及びその連合会

（３）健康保険組合及びその連合会

（４）学校法人及び国立大学法人

（５）医療法人

（６）一般・公益社団法人

（７）一般・公益財団法人

（８）宗教法人

（９）独立行政法人

（10）個人

（11）株式会社

ただし、他に本補助事業と同様の趣旨を含む補助金、負担金、交付金等を受けている場合は、補助対象外とする。

（病院内保育施設の種別等）

第４条 この補助金の対象となる病院内保育施設の種別等については、次のとおりとする。

（１）病院内保育施設の種別

種別については、別表１に定める保育児童数、保育士等の数、保育時間について全て満たすものが該当する。

なお、それぞれの算定に関しては、次のとおりとする。

　　ア　保育児童数

　　　　各月における当該病院及び診療所の職員の保育児童数の年間の平均によって求めた数（小数点以下切り捨て）が種別の基準児童数であれば、各月において基準未満であっても、補助対象種別とする。

ただし、上記により求めた種別がＡ型、Ｂ型、Ｂ型特例のいずれかに該当し、各月において基準児童数未満の月が６ヶ月以上に達する場合は、当該補助対象種別に該当しないものとする。

なお、月１５日以上保育した児童を１人として算定する。

　　イ　保育士等の数

　　　　補助金交付申請の当該年度において従事しており、かつ引き続き従事することが見込まれる場合の種別とする。

　　ウ　保育時間

　　　　当該保育施設の運営規則等において開所時間が明らかにされており、これに従った運営がなされているものであること。

（２）保育料

保育料として児童１人当たり平均月額10,000円以上徴収しているものとする。

1. 運営期間

交付申請の前年度に運営実績があり、当該年度に12カ月運営するものとする。（災害その他やむを得ない特別な事情がある場合を除く。）

なお、運営に関しては、開所日数が月１０日以上である場合に、当該月を１カ月として算定する。

（補助対象経費）

第５条　補助基準額、対象経費、補助率は、別表２のとおりとする。

（補助金交付額の算定方法）

第６条　この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）別表２の第１欄（２）に定める加算額は、別表３の３に定める近隣医療機関の医療従事者の児童受け入れ体制の整備を行っている場合に限り交付するものとする。

（２）別表２の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（３）（２）により選定された額に別表２の第３欄に定める補助率を乗じた額を補助交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第７条　規則第４条第１項による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

1. 大阪府病院内保育所運営費補助金交付申請書（様式第１号）
2. 要件確認申立書（様式第１号の２）
3. 暴力団等審査情報（様式第１号の３）
4. その他知事が必要と認める書類

（経費配分の軽微な変更等）

第８条　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の予算総額の20パーセント以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号及び第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府病院内保育所運営事業（内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第２号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（３）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（５）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第３号）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

　　また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。

（６）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(７) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受領した日から起算して10日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第11条　規則第12条の規定による報告は、大阪府病院内保育所運営費補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添付して、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の交付）

第12条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府病院内保育所運営費補助金交付請求書（様式第５号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（検査）

第13条　知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成15年3月18日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

（大阪府子どもを持つ看護師確保経費補助金交付要綱の廃止）

２　大阪府子どもを持つ看護師確保経費補助金交付要綱は、廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成15年12月19日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成16年9月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成17年10月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成18年11月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成19年8月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成20年8月6日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成21年11月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成23年1月 17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成24年1月 19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成27年2月6日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和3年9月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育児童数 | 保育士等の数 | 保育時間 |
| Ａ型特例 | １人以上 | 2人以上 | 8時間以上 |
| Ａ型 | ４人以上 | 2人以上 | 8時間以上 |
| Ｂ型 | 10人以上 | 4人以上 | 10時間以上 |
| Ｂ型特例 | 30人以上 | 10人以上 | 10時間以上 |

別表２

平成26年度から新たに補助対象となった事業者については、平成27年1月から3月までの事業を対象とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基　準　額 | ２　対　象　経　費 | ３補助率 |
| 各病院内保育所につき、（１）と（２）により算定した額の合計（１）「基本額」から別表３の１に定める「保育料収入相当額」を控除の上、別表３の２に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数（以下「負担能力指数」という。）による調整率を乗じて得た額

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 算定（基本額－控除額×調整率） |
| Ａ型特例 | 1人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数による調整率 |
| Ａ型 | 2人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数による調整率 |
| Ｂ型 | 4人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数による調整率 |
| Ｂ型特例 | 6人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数による調整率 |

（２）加算額　　別表３の３に定める近隣医療機関の医療従事者の児童受け入れ体制を整備している場合に限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 基準 | 加算額 |
| 24時間加算 | 24時間保育を行っている施設 | @23,410円×運営日数 |
| 病児等保育加算 | 静養又は隔離の機能を持つ安静室を設け、看護職員1名を配置して病児等保育を行っている施設。その他の基準は別表３の４に定める。 | @187,560円×運営月数 |
| 緊急一時保育加算 | 24時間保育を行っていない施設が、夜間の緊急勤務を必要とする場合に、予め委託契約をしている施設で保育を行っている施設。その他の基準は別表３の　５に定める。 | @20,720円×運営日数 |
| 児童保育加算 | 専用スペース等を設け、家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童保育を行っている施設。その他の基準は別紙３の６に定める。 | @10,670円×運営日数 |
| 休日保育加算 | 診療日として表示する日を除く日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日に保育を行っている施設。 | @11,630円×運営日数 |

 | 病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等職員（保育士、その他職員で直接保育に従事している者）及び別に定める病児等保育を実施するために従事している看護師・准看護師の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする。） | ２／３ |

別表３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 用語 | 定義・基準等 |
| １ | 保育料収入相当額 | 24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出に係る対象人数の上限は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別 | 保育児童数 |
| Ａ型特例 | 1人 |
| Ａ型 | 4人 |
| Ｂ型 | 10人 |
| Ｂ型特例 | 18人 |

 |
| ２ | 負担能力指数による調整率 | １　負担能力指数　病院内保育所運営費補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（病院内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。　　ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。 　「標準経費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費」　※（１）保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。)とする。ただし、算出された保育士等の数がＡ型特例及びＡ型にあっては2人、Ｂ型にあっては4人、Ｂ型特例にあっては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数はＡ型特例及びＡ型2人、Ｂ型4人、Ｂ型特例10人とする。　　　　　　（２）標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数　2.6人○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費 年額　3,186,000円（３）その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費とする。　　　ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。２　調整率負担能力指数による調整率は、次の表の負担能力指数ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。　　ただし、病院内保育施設設置後３か年を経過していない施設にあっては適用しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 負担能力指数 | 調 整 率 |
| 5 未満 | 1.0 |
| 5 以上 20未満 | 0.8 |
| 20 以上 | 0.6 |

 |
| ３ | 近隣医療機関の医療従事者の児童受け入体制の整備 | １　近隣医療機関　原則として、同一市内に存在する医療機関であること。２　医療従事者　看護職員、医師等の医療従事者であること。３　受入体制整備　保育所規程等に以下の受入条件等を規定していること。　・受入対象地域・受入児童の年齢及び数　・保育料　・その他受入に必要な条件 |
| ４ | 病児等保育実施の基準 | １　対象児童（１）医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団教育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。（２）保育所に通所している児童ではないが、（１）と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。２　対象疾患等　　感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。　　また、連続して7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。３　施設　　　病児等の静養又は隔離の機能をもつ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。４　職員配置等（１）病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。（２）児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。（３）体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。（４）他の児童への感染の防止に配慮すること。５　利用事務手続等（１）利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。（２）利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。６　保育料の徴収　　病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物にかかる費用を別途徴収することを妨げないものであること。） |
| ５ | 緊急一時保育実施の基準 | １　対象児童　　　24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより、家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む）。２　対象となるサービス　　　病院内保育所が、予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、上記により医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。３　緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者　　　認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。 |
| ６ | 児童保育実施の基準 | １　対象児童　　　病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。２　施　設　　　児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保すること。３　職員配置　　　放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を１名以上配置すること。 |